

証券コード 220A  
2025年12月5日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号  
株式会社Faber Company  
代表取締役 稲 次 正 樹

## 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fabercompany.co.jp/ir/generalmeeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Faber Company」又は「コード」に当社証券コード「220A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月22日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）  
2. 場 所 東京都中央区八重洲1丁目8番16号 新橋町ビル 2階  
TKP東京駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム2A  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第20期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第20期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第4号議案 当社取締役（監査等委員を除く）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、各種政策の効果もあり、国内経済は緩やかに回復しております。一方で、金融資本市場の変動影響や海外景気の下振れ等もあり、国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

当社グループが事業展開を行うデジタルマーケティング市場は、生成AIの利活用による生産性の向上に対する企業の関心の高まり等を背景に、引き続き堅調な推移となりました。

また、技術進展が著しいIT分野では、少子高齢化が進む中、今後IT人材不足がますます深刻化し、2030年には最大79万人に不足規模が拡大するとの推計結果が出ております（出所：みずほ情報総研株式会社「IT人材需給に関する調査」）。そのため、人間とAIの共存共栄を図るためにも、人材の確保や育成、再教育（リスクリキング）がますます重要になると考えております。

このような経営環境のもと、注力事業への集中と経営効率の合理化を進めるとともに、特に大手企業に対する組織的な販売活動の強化による顧客単価の上昇等を通じ、堅調な業績にて推移しました。

上記の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,560,913千円（前連結会計年度比10.5%増）、営業利益376,168千円（前連結会計年度比12.4%増）、経常利益379,253千円（前連結会計年度比22.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益263,946千円（前連結会計年度比20.4%増）となりました。なお、当社グループの報告セグメントは「ミエルカ事業」のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,272千円で、その主なものは業務用ノートパソコンの購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                  | 第17期<br>(2022年9月期) | 第18期<br>(2023年9月期) | 第19期<br>(2024年9月期) | 第20期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年9月期) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)             | 1,996,024          | 2,183,583          | 2,317,183          | 2,560,913                       |
| 経常利益(千円)            | 311,006            | 309,546            | 310,027            | 379,253                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 208,074            | 214,227            | 219,278            | 263,946                         |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 86.70              | 89.26              | 89.34              | 96.57                           |
| 総資産(千円)             | 1,795,464          | 2,078,251          | 2,567,999          | 2,879,861                       |
| 純資産(千円)             | 1,379,972          | 1,594,424          | 2,106,344          | 2,381,771                       |
| 1株当たり純資産(円)         | 574.99             | 664.34             | 774.39             | 869.26                          |

- (注) 1. 第19期より連結計算書類を作成しております。なお、第17期及び第18期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 2024年2月21日付で普通株式1株につき1,500株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                     | 資本金               | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容           |
|-------------------------|-------------------|----------|-------------------|
| Faber Vietnam Co., Ltd. | 1,113,000 千ペトナムドン | 100.0%   | 当社のソフトウェア開発の一部を委託 |
| 株式会社so.la               | 3,000 千円          | 100.0    | SEOサービスの提供        |

(注) 2025年1月31日付で株式会社so.laの全株式を取得し、子会社化いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① プラットフォームへの対応

当社の事業においては正確性のあるサービスの提供を行うため、グローバルに事業展開する巨大企業が提供する検索エンジン等のプラットフォームが不定期に行うアップデートの情報を適時に取得し、サービスに反映する必要があります。迅速かつ確実に情報を取得できる体制を整備し、適時サービスに反映させることで正確性のあるサービスの提供に努めています。

##### ② サービス競争力の向上

当社の成長には、提供価値の中核をなすデジタルマーケティングの課題解決を行うサービス群の競争力向上が欠かせません。顧客接点を重んじ、定期的な開発プロセスの見直しや、子会社・業務委託先等の有効活用を通じ、品質及び開発スピードの向上を図っております。新しい情報及び技術の取得に対しては継続的に人的資本投資を行い、サービス競争力の向上を行うことによる収益機会の拡大に努めてまいります。また、企業の多様なニーズに対応するためには、サービスラインナップの充実強化を図っていく必要があると認識しており、規律を持った戦略的な事業提携やM&Aを有効に活用していく方針であります。

##### ③ 新規事業の展開

当社は、「辺境の知から“マーケティングゼロ”を実現する」というパーソン（当社グループの存在意義）のもと、「マーケティングをやらないと、どんなにいいものでも届かない」から、「マーケティングをやらないでも、いいものは届く」といった、売り手と買い手の境界線が存在しない世界の実現のために、継続的な新規事業の開拓と育成に取り組み、当社の強みを活かすことができる周辺領域への進出・拡大を図っております。

##### ④ 認知度及びブランド力の向上

当社はこれまで、当社及び当社サービスの優位性に拘る形での販売活動に専念してまいりました。その結果として、現在、幅広い業種、企業に当社サービスを導入いただき、継続的な取引による確固たる顧客基盤の形成に至っていると認識しております。一方で、さらなる成長を続けていく上では、当社及び当社サービスの認知度やブランド力を向上させていくことが重要であると考えております。今後は広告宣伝活動による積極的な販売促進活動に取り組み、認知度及びブランド力のさらなる向上に努める方針であります。

## ⑤ システム開発

当社の展開する事業は、自動化ツール群の運用に関わるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うために、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

## ⑥ 人材の確保と育成の強化

当社が今後も事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。この課題に対処するために、当社は、知名度の向上、教育の充実を図り、優秀な人材が長期にわたってやりがいを感じて働くことができる職場環境の整備を進めるとともに、新卒採用も含めた積極的な採用活動を継続的に進めてまいります。

## ⑦ 内部管理体制の強化

当社は、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせコーポレート機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでおります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員会監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

## ⑧ 情報セキュリティ体制の更なる整備

当社はサービス展開において、顧客企業・パートナー企業・仕入先・外注先・マーケター等との取引に関連して、個人情報及び営業機密等の機密情報を取り扱うことがあります。現在も、情報セキュリティマネジメントの国際規格であるISO/IEC27001：2022の認証を取得し、秩序ある情報管理・運用に努めておりますが、情報セキュリティ体制の整備を引き続き推進していくとともに、情報の取り扱いに関する社内規程の適切な運用、役職員の機密情報管理に関するリテラシーの向上、役職員による機密情報の取り扱いに関する内部監査等を通じ、情報セキュリティ体制の強化を図ってまいります。

⑨ 財務上の課題

現状においては、安定的に利益を計上のもとキャッシュ・フローを創出しており、事業継続に支障を来たすような財務上の課題は認識しておりません。今後、資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針でおりますが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。また、収益基盤の維持・拡大を図るためにには、手許資金の流動性確保や自己資本の充実が重要であると考えております。各種費用対効果の検討を継続的に実施することで、財務健全性の確保に努めてまいります。

**(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)**

当社グループは、主としてデジタルマーケティングの生産性を向上させる自動化ツール群（ミエルカSEO、ミエルカヒートマップ、ローカルミエルカ等）、及びデジタルマーケティングに関する多様で複雑な課題を解決するリソース群（人材・教育・コンサルティング）を提供しております。

なお、当社グループの報告セグメントは「ミエルカ事業」のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

**(6) 主要な営業所及び工場 (2025年9月30日現在)**

① 当社

|    |                |
|----|----------------|
| 本社 | 東京都港区          |
| 支店 | 九州佐賀支社（佐賀県佐賀市） |

② 子会社

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| Faber Vietnam Co., Ltd. | ベトナム ホーチミン市 |
| 株式会社so.la               | 東京都港区       |

**(7) 使用人の状況** (2025年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況 100 (10) 名 前年度末比 10名増 (4名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループの報告セグメントは「ミエルカ事業」のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|------------|---------|-------------|
| 80 (10) 名 | 15名増 (4名減) | 33.5歳   | 4.0年        |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株                  |
| ② 発行済株式の総数 | 3,000,000株 (自己株式260,000株を含む) |
| ③ 株主数      | 1,352名                       |
| ④ 単元株式数    | 100株                         |
| ⑤ 大株主      |                              |

| 株 主 名           | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------|------------|---------|
| 株式会社さくらキャピタル    | 1,251,500株 | 45.67%  |
| 古澤 暢央           | 196,000    | 7.15    |
| 光通信KK投資事業有限責任組合 | 138,800    | 5.06    |
| 株式会社SBI証券       | 135,317    | 4.93    |
| 稻次 正樹           | 84,000     | 3.06    |
| 副島 啓一           | 63,000     | 2.29    |
| 櫻木 勝貴           | 43,700     | 1.59    |
| 外池 栄一郎          | 36,000     | 1.31    |
| 山田 明裕           | 33,600     | 1.22    |
| 株式会社Y Tree      | 32,700     | 1.19    |

(注) 1. 当社は、自己株式を260,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 株式会社さくらキャピタルは、代表取締役古澤暢央の資産管理会社です。

- ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2025年9月30日現在)

| 会社における地位         | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                                       |
|------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役            | 稻次正樹 |                                                                                    |
| 代表取締役            | 古澤暢央 | 株式会社さくらキャピタル 代表取締役                                                                 |
| 取締役              | 石坂茂  | 株式会社IBJ 代表取締役社長                                                                    |
| 取締役              | 中川隆  | 株式会社テラスホールディングス 社外取締役                                                              |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 本橋信之 |                                                                                    |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 根本鮎子 | 株式会社CureApp 社外監査役<br>株式会社メディセオ 社外監査役<br>アクアシス法律事務所 マネージングパートナー<br>株式会社Antway 社外監査役 |
| 一時取締役<br>(監査等委員) | 高橋龍徳 | 日比谷総合会計事務所 代表パートナー<br>株式会社ココルポート 社外取締役<br>株式会社日比谷総合コンサルティング 代表取締役                  |

- (注) 1. 取締役石坂茂氏、中川隆氏、本橋信之氏、根本鮎子氏、高橋龍徳氏は、社外取締役であります。
2. 一時取締役（監査等委員）高橋龍徳氏は公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、常勤監査等委員が重要な会議等に出席し情報収集することにより、業務執行取締役の職務執行を常時監視する体制を確保し、また、会計監査人及び内部監査室との密な連携が図れる体制を構築するとともに、監査等委員会へ報告することにより社外取締役である監査等委員との情報共有や連携を通じて実効性の高い監査機能を発揮するため、常勤監査等委員を選定しております。
4. 当社は、石坂茂氏、中川隆氏、本橋信之氏、根本鮎子氏の4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役（監査等委員）伊藤修平氏は、2025年5月24日に逝去により退任いたしました。それに伴い、高橋龍徳氏が同年6月25日に一時取締役（監査等委員）として選任され就任しています。  
なお、伊藤修平氏の退任時における重要な兼職は、伊藤公認会計士事務所代表、みかさ監査法人代表社員、株式会社SOXアドバイザーズ代表取締役、スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社社外取締役監査等委員、ネットイヤーグループ株式会社社外取締役監査等委員であります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また、2025年5月24日をもって社外取締役を退任いたしました伊藤修平氏との間で同様の契約を締結しております。

## ③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、執行役員、重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。

## ⑤ 取締役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分                         | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |            |            | 対象となる役員の員数 |
|----------------------------|----------------------|----------------------|------------|------------|------------|
|                            |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等    | 非金銭報酬等     |            |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 85,612千円<br>(9,600)  | 85,612千円<br>(9,600)  | -千円<br>(-) | -千円<br>(-) | 8名<br>(2)  |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 11,775千円<br>(11,775) | 11,775千円<br>(11,775) | -<br>(-)   | -<br>(-)   | 4名<br>(4)  |
| 合計<br>(うち社外役員)             | 97,387千円<br>(21,375) | 97,387千円<br>(21,375) | -<br>(-)   | -<br>(-)   | 12名<br>(6) |

(注) 上表には2024年12月25日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び2025年5月24日に逝去により退任した取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

□. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2022年12月23日開催の定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名（うち社外取締役1名）であります。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2022年12月23日開催の定時株主総会において年額12,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年12月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定事項と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの客観性及び透明性を確保するため、取締役会が任意に設置する委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は、その過半数が社外役員で構成されております。同委員会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下の通り定めております。

a. 基本方針

取締役の報酬の決定にあたっては、その透明性及び客観性を確保することを目的として、社外役員を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会における公正、透明かつ厳格な答申を経た上で、決定することとします。

b. 報酬の決定プロセス

報酬は月額固定の金銭報酬としています。取締役会は、指名・報酬諮問委員会に対し、取締役の報酬等の体系、水準、個人別報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その結果を踏まえて、取締役会において取締役の報酬等の方針並びに内容等を決定しております。

取締役各個人に支給する報酬等の額は、指名・報酬諮問委員会を構成する各委員の評価を経て、取締役会が決議し決定いたします。

c. 指名・報酬諮問委員会の構成員

委員長：本橋信之（監査等委員）

委 員：稻次正樹（代表取締役）、古澤暢央（代表取締役）

根本鮎子（監査等委員）、高橋龍徳（一時監査等委員）

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役石坂茂氏は、株式会社IBJの代表取締役社長であります。当社と同社との間にはミエルカ事業におけるツール提供などの取引関係がありますが、年間取引額は当社売上高の1%未満であり、僅少であります。
- ・社外取締役中川隆氏は、株式会社テラスホールディングス社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査等委員根本鮎子氏は、株式会社CureApp社外監査役、株式会社メディセオ社外監査役、アクアシス法律事務所マネージングパートナー、株式会社Antway社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・一時社外監査等委員高橋龍徳氏は、日比谷総合会計事務所代表パートナー、株式会社ココルポート社外取締役、株式会社日比谷総合コンサルティング代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査等委員伊藤修平氏は、伊藤公認会計士事務所代表、みかさ監査法人代表社員、株式会社SOXアドバイザーズ代表取締役、スペースシャワーSKYAKIホールディングス株式会社社外取締役監査等委員、ネットイヤーグループ株式会社社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

| 区分               | 氏名   | 取締役会出席状況          | 監査等委員会出席状況         | 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                 |
|------------------|------|-------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役              | 石坂 茂 | 14回中14回<br>(100%) | －                  | 取締役会にて、他業界における会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般について実践的な視点で必要な助言・提言など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                            |
| 取締役              | 中川 隆 | 11回中11回<br>(100%) | －                  | 取締役会にて、会社経営者としてのガバナンスに対する豊富な経験や高い見識と監督能力を活かし、客観的かつ中立な立場から経営の健全性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                          |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 本橋信之 | 14回中14回<br>(100%) | 16回中15回<br>(93.7%) | 取締役会、監査等委員会、その他重要な会議にて、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。また、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 伊藤修平 | 10回中9回<br>(90%)   | 12回中11回<br>(91.6%) | 取締役会、監査等委員会にて、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から発言を行っておりました。                                                                         |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 根本鮎子 | 14回中14回<br>(100%) | 16回中16回<br>(100%)  | 取締役会、監査等委員会、その他重要な会議にて、必要に応じ、弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識に基づき、中立の立場から、実効性の高い監査の実現のため、積極的に発言を行っております。                                                 |
| 一時取締役<br>(監査等委員) | 高橋龍徳 | 3回中2回<br>(66.7%)  | 4回中4回<br>(100%)    | 取締役会、監査等委員会にて、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から発言を行っております。                                                                          |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16,275千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,275   |

(注) 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた会計監査計画の内容、前年度の監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況及び報酬の前提となる見積もりの算出根拠などを精査した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難と認められる場合、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

a. 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- b. 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- c. 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月  
(2024年1月1日から同年3月31日まで)

#### ハ. 処分理由

同監査法人の社員である2名の公認会計士が、他社の訂正報告書の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役及び従業員に対し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
  - b. 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制を運用する。
  - c. 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
  - d. 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査等委員監査基準」及び「監査等委員会監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
  - e. 内部監査担当者は「内部監査規程」に従い、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
  - f. コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、「リスク・コンプライアンス規程」及び「インサイダー取引防止規程」等を定め、これらに基づき、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や内部者情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行に係る情報を、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
  - b. 取締役及び監査等委員が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. リスク管理の基本事項を定めた「リスク・コンプライアンス規程」に従い、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
  - b. リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
  - c. 不測の事態が発生した場合、代表取締役の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
  - b. 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
  - c. 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
  - d. 意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
  - e. 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、予め「職務権限規程」で定められた決裁者が最終承認する稟議制度を構築、運営する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。

- b. 子会社担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
  - c. 子会社は、当社の内部監査担当者による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。
  - d. 当社は、必要に応じて、子会社に対し取締役を派遣又は監査等委員が赴き、当該役員を通じて、子会社担当取締役の職務執行を監視・監督する。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項
- a. 監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助するための監査等委員補助使用者を置くものとし、その人選については監査等委員会で協議する。
  - b. 監査等委員補助使用者の取締役からの独立性を確保するため、監査等委員補助使用者は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査等委員の同意を得る。
  - c. 監査等委員の職務を補助すべき使用者は、監査等委員の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 当社の取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制を以下のとおり整備する。
    - ・監査等委員は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
    - ・監査等委員の要請に応じて、取締役及び従業員は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果を報告する。
    - ・取締役及び従業員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員に報告する。
  - b. 子会社の取締役、監査等委員、業務を執行する従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制を構築する。
  - c. 当社の監査等委員の要請に応じて、業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査等委員へ報告する。

- ⑧ 監査等委員への報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
  - a. 監査等委員への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- ⑨ 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - a. 監査等委員の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 社外監査等委員として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
  - b. 監査等委員は、代表取締役との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
  - c. 監査等委員は、内部監査担当者と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査担当者に調査を依頼することができる。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - a. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理諸規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制
  - a. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除宣言」及び「反社会的勢力対策規程」を定め、これらに基づき、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
  - b. 警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、社外取締役5名がおり、取締役会において発言し、監督機能を果たしております。

当社の監査等委員会は社外監査等委員3名がおり、それぞれ取締役会、監査等委員会において発言し、監査機能を果たしております。

当社は不正や法令違反、会社に損害を及ぼす恐れのある事実を発見するために内部通報制度として通報窓口を設置し、周知しております。当事業年度は重要な案件はありませんでした。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 5. 剰余金の配当等に関する取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社では、経営上重要な施策の一つである、株主の皆様への剰余金の配当につきましては、業績、配当性向並びに今後の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案することを基本としております。

内部留保金につきましては、今後の事業展開への備え及び財務体質の強化等、有効に活用する所存であります。株主の皆様への利益配当をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

## 連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資 産 の 部)       |                  | (負 債 の 部)       |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,458,324</b> | <b>流動負債</b>     | <b>495,322</b>   |
| 現金及び預金          | 2,124,496        | 買掛金             | 63,316           |
| 売掛金             | 250,095          | 未払金             | 84,570           |
| その他             | 83,807           | 未払法人税等          | 76,300           |
| 貸倒引当金           | △76              | 前受金             | 147,524          |
| <b>固定資産</b>     | <b>421,536</b>   | その他             | 123,609          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,623</b>     | <b>固定負債</b>     | <b>2,767</b>     |
| 工具、器具及び備品       | 3,623            | 繰延税金負債          | 2,767            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>64,636</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>498,089</b>   |
| ソフトウエア          | 322              | (純 資 産 の 部)     |                  |
| のれん             | 64,314           | <b>株主資本</b>     | <b>2,386,981</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>353,276</b>   | 資本金             | 100,000          |
| 投資有価証券          | 301,082          | 資本剰余金           | 248,828          |
| 繰延税金資産          | 11,468           | 利益剰余金           | 2,088,541        |
| その他             | 41,779           | 自己株式            | △50,388          |
| 貸倒引当金           | △1,053           | その他の包括利益累計額     | △5,209           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | △7,399           |
|                 |                  | 為替換算調整勘定        | 2,189            |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,879,861</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>2,381,771</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>2,879,861</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年10月1日から)

(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 2,560,913 |
| 売上原価            |         | 786,652   |
| 売上総利益           |         | 1,774,260 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,398,092 |
| 営業利益            |         | 376,168   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 158     |           |
| 受取配当金           | 2,458   |           |
| その他             | 641     | 3,528     |
| 営業外費用           |         |           |
| 為替差損            | 174     | 174       |
| 経常利益            |         | 379,253   |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 379,253   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 115,760 |           |
| 法人税等調整額         | △453    | 115,306   |
| 当期純利益           |         | 263,946   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 263,946   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
2025年9月30日まで

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |         |           |         |           | その他の包括利益累計額   |          |               | 純資産合計     |
|--------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|---------------|----------|---------------|-----------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    | その他の有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 当連結会計年度期首残高              | 100,000 | 232,384 | 1,824,594 | △54,264 | 2,102,714 | -             | 3,629    | 3,629         | 2,106,344 |
| 当連結会計年度変動額               |         |         |           |         |           |               |          |               |           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |         | 263,946   |         | 263,946   |               |          |               | 263,946   |
| 自己株式の処分                  |         | 16,444  |           | 3,876   | 20,320    |               |          |               | 20,320    |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |         |           |         |           | △7,399        | △1,439   | △8,839        | △8,839    |
| 当連結会計年度変動額合計             | -       | 16,444  | 263,946   | 3,876   | 284,266   | △7,399        | △1,439   | △8,839        | 275,427   |
| 当連結会計年度末残高               | 100,000 | 248,828 | 2,088,541 | △50,388 | 2,386,981 | △7,399        | 2,189    | △5,209        | 2,381,771 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 Faber Vietnam Co.,Ltd.  
株式会社so.la

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、2025年1月31日付で株式会社so.laを株式の取得により子会社化したため、連結の範囲に含めております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）  
以外のもの  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～10年

#### 口. 無形固定資産

##### 自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの「ミエルカ事業」において、デジタルマーケティング自動化ツールの収益は、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

また、デジタルマーケティングリソースの収益は、顧客との契約に基づき成果物の納品又は役務・サービスを提供する履行義務を負っており、顧客への成果物の納品又は役務・サービスの提供が完了した時点で履行義務を充足する取引であると判断していることから、その時点で収益を認識しております。

#### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しています。これらの会計基準の適用に伴い、会計方針の変更が生じましたが、当該会計方針の変更については遡及適用しておりません。なお、これらの会計基準の適用による連結計算書類への影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) のれんの評価

##### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 64,314千円

##### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは今後の事業活動に期待される将来の超過収益力として、企業結合により取得した企業の取得原価と、企業結合日の時価により算定された被取得企業の認識可能資産及び負債の純額との差額で算定し、資産として計上しております。のれんはその効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却しており、減損の兆候があると判断した場合には、割引前キャッシュフローの見積りに基づいて、減損損失の認識の要否を判定しております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経済環境の予期しない変化等により、主要な仮定に影響が発生し、将来キャッシュフローの見積りに重要な影響を及ぼす場合は、翌連結事業年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### (2) 非上場株式の評価

##### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

非上場株式 25,000千円

##### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない非上場株式については、取得時点の株式の実質価額に比して、直近の実質価額が著しく低下した場合に、減価処理を行うこととしております。当社は、超過収益力の有無及び実質価額の回復可能性の有無の判定において、主要な仮定である事業計画に基づく将来キャッシュフロー見通し等を勘案し判断しております。

これらの主要な仮定は、将来のキャッシュフロー見通し等に鑑み、投資先の事業の状況や財政状態等により変動する可能性があり、変動した場合には、非上場株式の評価に影響を与える可能性があります。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

非上場株式の評価にあたっては、投資先企業の事業計画等に基づく将来の業績予想等について一定の仮定を設定しております。当該仮定には経済環境の変動等の不確実性が含まれており、経済環境の悪化等が生じる場合、翌連結事業年度以降において減損処理が必要となる可能性があります。

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,079千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 3,000,000株    | －株           | －株           | 3,000,000株   |

### (2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 280,000株      | －株           | 20,000株      | 260,000株     |

(注) 自己株式数の減少20,000株は子会社株式の取得に係る処分によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

投資その他の資産である投資有価証券は、他の企業の株式を保有しております。これら株式は、株式市場の動向、発行会社の経営状況、経済情勢の変化等の影響を受け、価格が変動する可能性があります。その結果として評価損益が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社では、新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うことでリスクの低減を図っております。

保有株式の価格動向及び発行会社の業績動向等を定期的にモニタリングし、必要に応じて取締役会等の関係機関に報告を行う体制を整備しております。また、保有目的との整合性を定期的に検証し、適切な管理を行うことにより、株価変動リスクの低減に努めております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次で資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」は、現金であること、及び短期間で決済されるため、「売掛金」「買掛金」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。なお、市場価値のない株式等は次表には含めておりません。((注2)をご参照ください。)。

(単位：千円)

|         | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|---------|------------|---------|----|
| 投資有価証券  |            |         |    |
| その他有価証券 | 276,082    | 276,082 | －  |

(注1) 金融商品の時価の算定等に関する事項

投資有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却したその他有価証券はありません。

(単位：千円)

|                            | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      |
|----------------------------|------------|---------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 276,082    | 287,395 | △11,313 |
| 合計                         | 276,082    | 287,395 | △11,313 |

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

|       | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 25,000     |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

|         | 時価      |      |      |         |
|---------|---------|------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |      |      |         |
| その他有価証券 | 276,082 | —    | —    | 276,082 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|                      | 当連結会計年度     |
|----------------------|-------------|
| デジタルマーケティング自動化ツール（注） | 1,441,684千円 |
| デジタルマーケティングリソース      | 1,110,233   |
| その他                  | 8,996       |
| 顧客との契約から生じる収益        | 2,560,913   |
| その他の収益               | —           |
| 外部顧客への売上高            | 2,560,913   |

(注) 繙続的な収益獲得を前提とした契約

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの「ミエルカ事業」において、デジタルマーケティング自動化ツールの収益は、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

また、デジタルマーケティングリソースの収益は、顧客との契約に基づき成果物の納品又は役務・サービスを提供する履行義務を負っており、顧客への成果物の納品又は役務・サービスの提供が完了した時点で履行義務を充足する取引であると判断していることから、その時点で収益を認識しております。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 196,329千円 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 250,095   |
| 契約負債（期首残高）          | 160,167   |
| 契約負債（期末残高）          | 147,524   |

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上「売掛金」に計上しております。

2. 契約負債は、連結貸借対照表上「前受金」に計上しております。

契約負債は主に、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について、顧客から受領した

前受金で、契約期間又はサービス提供期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。また、一時点で収益を認識する取引においても、顧客による検収又はサービス提供の完了前に既に受領した対価の一部を前受金として計上しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は160,167千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

**9. 1株当たり情報に関する注記**

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 869円26銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 96円57銭  |

**10. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**11. その他の注記**

該当事項はありません。

## 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|-----------|-----------|--------------|-----------|
| (資 産 の 部) |           | (負 債 の 部)    |           |
| 流動資産      | 2,321,624 | 流動負債         | 488,075   |
| 現金及び預金    | 2,001,006 | 買掛金          | 70,948    |
| 売掛金       | 244,870   | 未払金          | 82,913    |
| 前払費用      | 70,750    | 未払費用         | 56,003    |
| その他       | 5,042     | 未払法人税等       | 73,446    |
| 貸倒引当金     | △46       | 前受金          | 147,524   |
| 固定資産      | 513,927   | その他          | 57,238    |
| 有形固定資産    | 1,964     | 負債合計         | 488,075   |
| 工具、器具及び備品 | 1964      | (純 資 産 の 部)  |           |
| 無形固定資産    | 238       | 株主資本         | 2,354,876 |
| ソフトウェア    | 238       | 資本金          | 100,000   |
| 投資その他の資産  | 511,724   | 資本剰余金        | 248,828   |
| 投資有価証券    | 301,082   | その他資本剰余金     | 248,828   |
| 関係会社株式    | 170,456   | 利益剰余金        | 2,056,436 |
| 繰延税金資産    | 11,468    | その他利益剰余金     | 2,056,436 |
| その他       | 29,770    | 繰越利益剰余金      | 2,056,436 |
| 貸倒引当金     | △1,053    | 自己株式         | △50,388   |
|           |           | 評価・換算差額等     | △7,399    |
|           |           | その他有価証券評価差額金 | △7,399    |
| 資産合計      | 2,835,552 | 純資産合計        | 2,347,476 |
|           |           | 負債純資産合計      | 2,835,552 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 2,525,213 |
| 売上原価         |         | 803,282   |
| 売上総利益        |         | 1,721,931 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,353,110 |
| 営業利益         |         | 368,820   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 0       |           |
| 受取配当金        | 2,458   |           |
| その他          | 44      | 2,502     |
| 経常利益         |         | 371,323   |
| 税引前当期純利益     |         | 371,323   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 111,101 |           |
| 法人税等調整額      | △453    | 110,647   |
| 当期純利益        |         | 260,675   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 資本金                 | 株主資本     |         |          |           |           |         | 評価・換算差額等      |            | 純合資産計            |  |
|---------------------|----------|---------|----------|-----------|-----------|---------|---------------|------------|------------------|--|
|                     | 資本剰余金    |         | 利益剰余金    |           | 自己株式      | 株主資本合計  | その他の有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |                  |  |
|                     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計   |           |         |               |            |                  |  |
| 当期首残高               | 100,000  | 232,384 | 232,384  | 1,795,760 | 1,795,760 | △54,264 | 2,073,880     | -          | - 2,073,880      |  |
| 当期変動額               |          |         |          |           |           |         |               |            |                  |  |
| 当期純利益               |          |         |          | 260,675   | 260,675   |         | 260,675       |            | 260,675          |  |
| 自己株式の処分             |          | 16,444  | 16,444   |           |           | 3,876   | 20,320        |            | 20,320           |  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          |         |          |           |           |         |               | △7,399     | △7,399 △7,399    |  |
| 当期変動額合計             | -        | 16,444  | 16,444   | 260,675   | 260,675   | 3,876   | 280,995       | △7,399     | △7,399 273,595   |  |
| 当期末残高               | 100,000  | 248,828 | 248,828  | 2,056,436 | 2,056,436 | △50,388 | 2,354,876     | △7,399     | △7,399 2,347,476 |  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

|                     |                                          |
|---------------------|------------------------------------------|
| 子会社株式               | 移動平均法による原価法                              |
| その他有価証券             |                                          |
| 市場価格のない株式等<br>以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出） |
| 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法                              |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

    工具、器具及び備品 3～10年

##### ロ. 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェア

    社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の「ミエルカ事業」において、デジタルマーケティング自動化ツールの収益は、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

また、デジタルマーケティングリソースの収益は、顧客との契約に基づき成果物の納品又は役務・サービスを提供する履行義務を負っており、顧客への成果物の納品又は役務・サービスの提供が完了した時点で履行義務を充足する取引であると判断していることから、その時点で収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しています。これらの会計基準の適用に伴い、会計方針の変更が生じましたが、当該会計方針の変更については遡及適用しておりません。なお、これらの会計基準の適用による計算書類への影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 関係会社株式の評価

#### ①当会計年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 170,456千円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該株式等の減損の認識は関係会社の財政状態が悪化することにより、株式の実質価額が著しく低下した場合に実施しております。財政状態の悪化は、原則として1株当たりの純資産額が当該株式を取得した時のそれと比較して50%以上低下した場合としております。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

経済環境の予期しない変化等により、主要な仮定に影響が発生し、将来キャッシュフローの見積りに重要な影響を及ぼす場合は、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 非上場株式の評価

#### ①当会計年度の計算書類に計上した金額

非上場株式 25,000千円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない非上場株式については、取得時点の株式の実質価額に比して、直近の実質価額が著しく低下した場合に、減価処理を行うこととしております。当社は、超過収益力の有無及び実質価額の回復可能性の有無の判定において、主要な仮定である事業計画に基づく将来キャッシュフロー見通し等を勘案し判断しております。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

非上場株式の評価にあたっては、投資先企業の事業計画等に基づく将来の業績予想等について一定の仮定を設定しております。当該仮定には経済環境の変動等の不確実性が含まれており、経済環境の悪化等が生じる場合、翌事業年度以降において減損処理が必要となる可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,198千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債務 | 7,865千円 |
|--------|---------|

## 6. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- |            |          |
|------------|----------|
| 営業取引による取引高 |          |
| 仕入高        | 92,928千円 |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 280,000株    | －株         | 20,000株    | 260,000株   |

(注) 自己株式数の減少20,000株は子会社株式の取得に係る処分によるものであります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|              |         |
|--------------|---------|
| 未払事業税        | 7,194千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,913   |
| ソフトウェア       | 360     |
| 繰延税金資産合計     | 11,468  |
| 繰延税金資産の純額    | 11,468  |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**11. 1株当たり情報に関する注記**

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 856円74銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 95円37銭  |

**12. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社Faber Company  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾川克明  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉江俊志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Faber Companyの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Faber Company及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社Faber Company  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾川克明  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉江俊志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Faber Companyの2024年10月1日から2025年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

該当する事項の発生はありません。

2025年11月20日

株式会社Faber Company 監査等委員会

常勤監査等委員 本 橋 信 之

監 査 等 委 員 根 本 鮎 子

監 査 等 委 員 高 橋 龍 德

(注) 監査等委員である本橋信之、根本鮎子、高橋龍徳の3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                            | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                | いなつぐ まさき<br>稻次 正樹<br>(1975年1月2日生)<br><br>再任 | 1998年4月 株式会社アミューズ入社<br>2000年7月 株式会社大広入社<br>2004年11月 株式会社サイバーエージェント入社<br>2006年6月 株式会社セプテニ・クロスゲート入社<br>2009年10月 株式会社セプテニ 転籍<br>2011年4月 株式会社セルフデザイン・ホールディングス<br>（現当社）取締役<br>2011年7月 株式会社セルフデザイン・ホールディングス<br>（現当社）取締役社長<br>2018年11月 当社 代表取締役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。 | 84,000株        |
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                                                                    |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |
| 同氏は、長年のデジタルマーケティング業界に関わる豊富な知見を有し、当社において10年以上にわたり人事・財務経理・内部統制構築等、当社の経営を牽引しガバナンス機能を発揮してまいりました。当社における豊富な経験と代表取締役としての高い見識が、当社の経営体制のより一層の強化に資するものと判断し、同氏を推薦するものであります。 |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                            | 氏　り　が　な　名<br>(生年月日)                                                                                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                               | 所　有　す　る<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                | <p>ふるさわ のぶ お<br/>古澤 暢央<br/>(1974年3月13日生)</p> <p><input type="checkbox"/> 再任</p>                          | <p>1999年9月 株式会社光通信 入社<br/>2002年11月 ぷらっとホーム株式会社 入社<br/>2005年10月 有限会社セルフデザイン（現当社）を設立<br/>代表取締役（現任）<br/>2016年1月 Faber Vietnam Co., Ltd. 代表取締役<br/>2019年10月 株式会社さくらキャピタル 代表取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>株式会社さくらキャピタル 代表取締役</p> | 1,447,500株        |
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                                                                                    |                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                             |                   |
| <p>同氏は、当社創業者であり、創業当初より強いリーダーシップを持って当社の中核事業であるデジタルマーケティング事業（以下「ミエルカ事業」）を牽引してまいりました。今般、同氏の当社事業に関する豊富な経験と創業者としての深い知見が、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、同氏を推薦するものであります。</p>                      |                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                             |                   |
| 3                                                                                                                                                                                | <p>いしざか しげる<br/>石坂 茂<br/>(1971年9月6日生)</p> <p><input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外</p> | <p>1995年4月 株式会社日本興業銀行<br/>(現 株式会社みずほ銀行) 入行<br/>2006年2月 株式会社IBJ 代表取締役社長（現任）<br/>会社事業全般の業務遂行を統括<br/>2022年12月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>株式会社IBJ 代表取締役社長</p>                                                           | -                 |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】                                                                                                                                                      |                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                             |                   |
| <p>同氏は、東証プライム市場上場企業である株式会社IBJの創業者及び代表取締役であり、人材育成や営業メソッド、コンプライアンス体制の確立等、経営全般に対する深い経験及び高度な知見を有しております。今般、当社の経営について外部的立場からアドバイスを行うことが、当社の企業価値の向上に資すると判断し、社外取締役候補者として推薦するものであります。</p> |                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                             |                   |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | なかがわ たかし<br><b>中川 隆</b><br>(1963年9月6日生)<br><br><input type="checkbox"/> <b>再任</b> <input type="checkbox"/> <b>社外</b> | 1987年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行<br>1999年 4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現 ソフトバンク株式会社）入社<br>2000年 6月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現 SBIホールディングス株式会社）入社<br>2002年 8月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現 SBIホールディングス株式会社）執行役員<br>2002年 12月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現 SBIホールディングス株式会社）取締役<br>2006年 7月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現 SBIインベストメント株式会社）代表取締役 執行役員COO<br>2007年 6月 SBIホールディングス株式会社 取締役 執行役員常務<br>2008年 6月 SBIホールディングス株式会社 取締役 執行役員専務<br>2012年 6月 SBIキャピタルマネジメント株式会社 代表取締役社長<br>2014年 6月 SBIホールディングス株式会社 代表取締役 執行役員専務<br>2014年 9月 SBIバイオテック株式会社 代表取締役社長<br>2015年 3月 SBIホールディングス株式会社 代表取締役 執行役員副社長<br>2015年 4月 SBIフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長<br>2015年 6月 株式会社SBI証券 取締役<br>2015年 6月 住信SBIネット銀行株式会社 取締役<br>2018年 6月 SBIホールディングス株式会社 代表取締役副社長<br>2022年 7月 SBIホールディングス株式会社 取締役副社長<br>2023年 10月 株式会社テラスホールディングス 独立社外取締役（現任）<br>2024年 12月 当社 社外取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社テラスホールディングス 社外取締役 | -              |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、長年の金融事業で培った高度なファイナンスの知見と、短期で会社の収益向上・事業拡大が必要なバイアウト等のPMIの実績、上場企業の役員を歴任した経験を有しております。今般、当社の経営について外部的立場からアドバイスを行うことが、当社の企業価値の向上に資すると判断し、社外取締役候補者として推薦するものであります。

- (注) 1. 石坂茂氏を除く、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石坂茂氏は、株式会社IBJの代表取締役を兼任しており、当社と同社との間にはミエルカ事業におけるツール提供などの取引関係がありますが、年間取引額は当社売上高の1%未満であり、僅少であります。
3. 石坂茂氏及び中川隆氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、石坂茂氏及び中川隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。各氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 石坂茂氏及び中川隆氏は当社の現任の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- |      |    |
|------|----|
| 石坂茂氏 | 3年 |
| 中川隆氏 | 1年 |
6. 当社は、石坂茂氏及び中川隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 古澤暢央氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社さくらキャピタルが保有する株式数を含んでおります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役伊藤修平氏が2025年5月24日に逝去され、法令に定める監査等委員会に1名の欠員が生じたため、東京地方裁判所に一時取締役（監査等委員）の職務を行うべき者の選任の申し立てを行い、2025年6月25日付で同裁判所より一時取締役として高橋龍徳氏を選任した旨の決定通知を受け、現在同氏が一時取締役として就任しております。一時取締役の任期は、本総会において後任の取締役が選任される時までとなります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の内容につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所持する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| たかはし りょうとく<br>高橋 龍徳<br>(1969年1月15日生)<br><br>新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> | <p>1991年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>1997年9月 高野総合会計事務所（現税理士法人高野総合会計事務所）入所</p> <p>2001年1月 株式会社ストラテジック・シナリオ設立代表取締役虎ノ門共同会計事務所（現税理士法人虎ノ門共同会計事務所）設立代表社員</p> <p>2004年4月 日比谷監査法人（現暁和監査法人東京事務所）設立代表社員</p> <p>2012年9月 キートン・インベストメンツ株式会社設立代表取締役</p> <p>2013年6月 ジューテックホールディングス株式会社（現ジオリープグループ株式会社）社外監査役</p> <p>2016年10月 日比谷総合会計事務所設立代表パートナー（現任）</p> <p>2016年11月 株式会社日比谷総合コンサルティング（現株式会社大手門ローアカウンティング）設立代表取締役</p> <p>2019年7月 株式会社Melk（現株式会社ココルポート）社外監査役</p> <p>2020年3月 株式会社Melk（現株式会社ココルポート）社外取締役（現任）</p> <p>2020年4月 東京地方裁判所立川支部民事調停委員</p> <p>2020年10月 株式会社日比谷総合コンサルティング設立代表取締役（現任）</p> <p>2025年6月 当社社外取締役監査等委員（一時取締役）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>日比谷総合会計事務所 代表パートナー<br/>株式会社ココルポート 社外取締役<br/>株式会社日比谷総合コンサルティング 代表取締役</p> | —              |

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、公認会計士として財務・会計に関する豊富な知識・経験を有し、経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるため、監査等委員である社外取締役として推薦するものであります。

- (注) 1. 高橋龍徳氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋龍徳氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 高橋龍徳氏は、現在当社の一時社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6ヶ月となります。
4. 当社は、高橋龍徳氏が選任された場合は、独立社外役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、高橋龍徳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、高橋龍徳氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等の場合を除く）。候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。その任期は前任者の残存任期とします。本議案の効力は次期定時株主総会の開始の時までとします。なお、補欠の監査等委員である取締役候補者の選任の効力は、2026年1月1日に生じるものとします。

本議案の内容につきましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                    | 所持する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| たまがい しんいち<br>玉飼 真一<br>(1965年10月20日生) | <p>1989年4月 株式会社リクルート入社</p> <p>2004年9月 株式会社イグジスト・インターラクティブ<br/>代表取締役</p> <p>2011年5月 株式会社IMJグループ<br/>(現アクセンチュア株式会社) 執行役員</p> <p>2018年1月 株式会社Faber Company 入社<br/>(重要な兼職の状況)</p> <p>該当事項はありません。</p> | 3,000株         |
| 【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 |                                                                                                                                                                                                  |                |

- (注) 1. 玉飼真一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 本議案において玉飼真一氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任することになった場合には、当社は玉飼真一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等の場合を除く）。候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### **第4号議案 当社取締役（監査等委員を除く）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件**

当社取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2022年12月23日開催の定時株主総会において、年額150,000千円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役（監査等委員を除く、以下「対象取締役」といいます）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

つきましては、対象取締役に対して、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする譲渡制限付株式報酬を付与するための金銭報酬債権を支給することとしたく存じます。対象取締役に支給する金銭報酬債権は、上記の報酬枠とは別枠にて、年額10,000千円以内とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することいたします。なお、現在の取締役は4名、（うち社外取締役は2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されると、取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

##### **(1) 本制度の概要**

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から一定の期間（以下「譲渡制限期間」という。）中は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。本制度において発行または処分される当社普通株式の総数は7,500株以内とし、各対象取締役への具体的な配分については、本株主総会にてご承認いただいた範囲内にて、取締役会において決定いたします。

本割当契約の内容の概要は以下（3）のとおりです。

##### **(2) 1株当たりの払込金額**

本割当株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

##### **(3) 本割当契約において定める内容の概要**

###### **1 謾渡制限期間**

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当を受けることとなる日の属する事業年度

経過後60か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終了の時期について、合理的な調整を行うことができる。

## 2 譲渡制限の解除

当社は対象取締役が、役務提供期間中、継続して当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 3 役務提供期間中の退任等の取扱い

当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、退任と同時に取締役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任または再任する場合及び死亡による退任の場合を除く）には、退任の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等具体的な事情に照らして、当社の取締役会の決議により以下のいずれかを実施することができる。

- I. 無償取得の対象となる本株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本株式の全部を無償で取得する。
- II. 退任した時点をもって、次の①の数から②の数を引いた本株式について、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本株式の全部を無償で取得する。

①本株式数

②本払込期日を含む月から対象取締役が本条項柱書に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

## （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

## （5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、本割当株式の全てを無償取得する。

以上

## 株主懇談会の開催について（ご案内）

第20期定時株主総会終了後、当社をより深くご理解いただくための**株主懇談会**を開催いたします。懇談会では、主要な役員およびスタッフが皆様からのご質問に直接お答えします。

また、当日は**ビュッフェ形式による立食の軽食を用意**しております。お食事をお楽しみいただきながら、当社の事業や取り組みについてのご理解を一層深めていただければ幸いです。

なお、株主懇談会へのご参加は、会場の混雑状況および安全確保の観点から、**議決権行使書をお持ちのご本人様のみ**とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

### 会場ご案内図

会場： 東京都中央区八重洲1丁目8番16号 新橋町ビル2階  
TKP東京駅カンファレンスセンター  
カンファレンスルーム2A



交通 東京駅八重洲中央口 徒歩1分

ご注意 誠に恐縮ですが、駐車場はご用意しておりません。